

介護療養型医療施設から介護医療院等への転換に係る補助制度について

○ 介護療養型医療施設を介護医療院等に転換する場合であって、次表の事業の対象となる場合には、福岡県地域密着型施設等整備補助金の交付対象となります。

詳しくは、福岡県保健医療介護部介護保険課施設整備係（電話：092-643-3249）にお問い合わせください。

<概要>

事業名	補助内容	補助上限額	補助率	主な補助条件
介護療養型医療施設転換整備支援事業	介護医療院等への転換に伴う施設の改修・改築・創設に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	1床当たり単価×転換病床数 <単価> 改修：500千円 改築：1,200千円 創設：1,000千円	10/10	補助対象病床：介護療養型医療施設 補助対象となる転換先： 介護医療院、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5号の規定により登録されている賃貸住宅
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護医療院等への転換に伴う施設等の新規開設又は増床に伴う円滑な開設に必要な開設前の6カ月間に係る備品の購入費、報酬・給与等の開設準備経費等	1床当たり単価（156千円）×転換病床数	10/10	同上

※ 現時点の概要であり、今後変更になる可能性があります。

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別		項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名	問番号
		平成31年5月15日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					
老人保健課	1971	25 介護療養型医療施設 設	1 人員	夜勤体制	夜勤を行う職員の手配方法	夜勤を行う看護職員の専任の予定については、人員配置の算定上介護職員としてみなされ、介護職員についても看護職員として算定できる。	19.5.30 事務連絡 介護保険新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A	1
老人保健課	1972	25 介護療養型医療施設 設	1 人員	重症皮膚病看護管理指導	重症な皮膚病看護を有している者に対して指導を行う医師が半強制的な場合は算定できるか。	ふさわしい体制にあるならば、担当医師は算定である必要はない。	19.5.30 事務連絡 介護保険新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A	13
老人保健課	1973	25 介護療養型医療施設 設	1 人員	ユニット訪問中等	介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のユニットの定員が、10名を超えた場合も指定算定上認められるのか。	1. 介護を確保施設及び介護療養型のユニットの定員は、10人以下であることを原則としてい るか。ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別な事情によりやむを得ない場合であっても、各ユニットにおいて入居者が相用には社会的な日常生活を送ることができ、 提供するケアの支障がないと認められる場合には、当該の間、①入居者が10人以上とす る範囲内であり、②10名を超えたユニットの数が当該施設の総ユニット数の半数以下であ るといつつ、要件を満たす場合に限る。経過的に認められることとしている。 3. なお、本取扱いには、あくまでも経過的なものであり、平成21年度において施設設における ユニットの定員の変更も踏まえ、定員の在り方についても検討することとしている。	19.9.10 介護保険新情報vol.169 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	21
老人保健課	1974	25 介護療養型医療施設 設	1 人員	夜勤体制	夜勤を交代制で導入している場合、夜勤を行う者の人数で要件に該当するか否かを判断 するのではなく、夜勤時に職員が勤務した基へ時間から夜勤者の時間を算するという方法で 算出するのか。	そのとおり。	21.3.23 介護保険新情報vol.169 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	99
老人保健課	1975	25 介護療養型医療施設 設	2 設備	リハビリテーション	理学療法・作業療法の専用の施設について	専用の施設には医師の指導のもとで、例えば、当該医師の指導のもとで、 平方メートル以上の専用の施設とすることはできる。	19.5.30 事務連絡 介護保険新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A	30
老人保健課	1976	25 介護療養型医療施設 設	3 運営	入居者の定員を減少する場 合の手続き	入居者の定員を減少する場合の手続き如何。	介護療養型医療施設の入居者の定員は、介護療養型医療施設運営基準(平成11年厚 生省令第41号)第24条の規定に基づき、運営別に定められておられるが、入居者の 定員を減少させる場合は、介護保険法(平成9年法律第123号)第111条の規定に基づき、 当該施設が設置された条例(第30号)第146条に定めるところにより、当該運営別を 変更する旨の届出をすることが必要。 ※介護保険法第113条の「指定の辞退」によるものに留意。	19.3.29 事務連絡 介護保険新情報vol.106 介護報酬に係るQ&A X Y の1	
老人保健課	1977	25 介護療養型医療施設 設	3 運営	生活機能回復訓練	老人保健施設看護職員における生活機能回復訓練について	当該施設に入居する全ての患者に対して、生活機能回復訓練のための訓練及び指導を、生 活機能回復訓練等において患者1人あたり1日2時間、週5回行うことが必要である。	19.5.30 事務連絡 介護保険新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A	6
老人保健課	1978	25 介護療養型医療施設 設	3 運営	リハビリテーション	リハビリテーションの専任回数は専任療法士1人につき1日18回を限度とされている が、医師療法士と介護療法士等が1日に専任できる 患者(利用者)数の限度について	理学療法士等1人あたりの1日のリハビリテーションの専任回数については、医師療法と介 護療法における理学療法等の実施回数を運営する。 具体的には、医師療法士等の専任回数はA人、集団療法をB人、介護療法に おける特定診療の理学療法をC人、リハビリテーションの専任リハビリテーションをD人に 対して実施するときは、1日につき、 A+B+C+D/18≦1 を満たすことが必要となる。	19.5.30 事務連絡 介護保険新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A	16
老人保健課	1979	25 介護療養型医療施設 設	3 運営	理学療法等の実施計画	理学療法・作業療法又は言語聴覚療法の実施計画の形式について	特定診療における理学療法、作業療法または言語聴覚療法を算定する場合は、実施計画 を作成する必要があるが、計画の形式は特に定められていないので、リハビリテーション/総合 療養計画書の活用も含め、各医療機関において適宜作成して差し支えない。	19.5.30 事務連絡 介護保険新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A	17

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期・文書番号等 文書名	問番号
		平成31年5月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降						
老人保健課	1980	25 介護療養型医療施設	3 運営	リハビリテーション	総合リハビリテーション施設や理学療法士などの施設運営に引き継ぎ提供する理学療法士(作業療法士)は例えば、併設のリハビリテーション事業所に引き継ぎ提供するリハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職務に従事することはできないか。	当該施設運営に引き継ぎ提供する理学療法士(作業療法士)については、専従とは当該従業者の当該業務領域における知識や経験がサービス以外の職務に専ら従事しないこととされているため、当該従業者(理学療法士)は併設のリハビリテーション事業所における訪問リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職務に従事することはできない。	19.5.30 事務連絡 介護療養型医療施設 介護報酬に定めるQ&A	28	
老人保健課	1981	25 介護療養型医療施設	3 運営	ユニット型療養等	10月1日以前にユニット型療養やユニット型療養の形態によりサービスを提供する介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、新設開始時に業態があつたことを踏まえた転換措置はないのか。	介護老人保健施設又は介護療養型医療施設については、現在ユニット型の介護報酬は設定されているが、10月1日以前にユニット型の施設にサービスを提供し、10月1日以降にユニット型の施設にサービスを提供する場合は、介護報酬の適用が異なることとなる。従って、転換後の介護報酬の適用を兼ねることができず、転換後の介護報酬の適用を兼ねることができない。	17.7.17全国介護報酬決定 基準・監査担当常設委員 平成17年10月改定関係 Q&A	6	
老人保健課	1982	25 介護療養型医療施設	3 運営	居住型介護	介護老人保健施設の入所者又は介護療養型医療施設の入居者が9月29日に他の医療機関に治療のため入院し、10月31日に退院して施設に戻った場合、9月30日において入院し又は入院している者であるとして経過措置を適用することは可能か。	介護老人保健施設又は介護療養型医療施設以下「医療提供施設」という、1)に所入入院していた者が、その他の医療機関に入院した状態にあっては、当該医療提供施設を退院し退院後経過措置を受けるための、再度当該医療提供施設に入院し入院した場合は、従来型療養型介護報酬の適用対象とはならない。	17.11.4 介護制度改革情報 vol.37-2 平成17年10月改定Q&A 【追補版】 の修正について	問4	
老人保健課	1983	26 介護療養型医療施設	3 運営	居住型介護	介護老人保健施設の入所者又は介護療養型医療施設の入居者が他の医療機関に治療のため入院する際、病状を引き続き確保しておくことについて施設と利用者の間に契約が成立していた場合、その際の利用者負担及び補償額等の取扱い如何。	設問のように、入院期間中利用者負担を定めることは、施設と利用者の間の契約に基づき、行われるものであることと可能である。しかしながら、当該期間中補償額が定められていない。	17.11.4 介護制度改革情報 vol.37-2 平成17年10月改定Q&A 【追補版】 の修正について	問4-2	
老人保健課	1984	26 介護療養型医療施設	3 運営	リハビリテーションマネジメント加算(包括化)	リハビリテーションマネジメント加算は作風にもよるのか。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医療従事者等の受給に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算(包括化)に該当するかどうかを判断する必要がある。なお、今回の介護報酬改定に限り、特定診療費の算定に当たっては、当該期間中補償額が定められていない。	17.9.29 介護制度改革情報 vol.36 平成17年9月改定関係 &A(vol.1)	97	
老人保健課	1985	26 介護療養型医療施設	4 報酬	短期集中リハビリテーション費 補加算	入院費や転送料を繰り返している場合の短期集中リハビリテーション費の算定はどうか。	介護療養型医療施設を退院後に再び介護療養型医療施設に再入院した場合には退院日か退院後経過措置されている日に基づき算定できる。なお、別の介護療養型医療施設に入院した場合は、当該短期集中リハビリテーション費の算定はできない。	24.3.30 事務連絡 介護療養型医療施設 介護報酬 平成24年3月改定関係 &A(vol.1) 送付について	39	
老人保健課	1986	26 介護療養型医療施設	4 報酬	介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費について	200床の増設が、転換して250床の介護老人保健施設を開設する場合は、250床までについて介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定できるのか。	転換した病床部分は、介護療養型老人保健施設の要件を満たせば最大200床までは算定できるが、250床までについては算定できない。 なお、2種増設(250床)と転換増設(250床)を併せて算定する場合は、転換増設(250床)と併せて250床の医療提供期間の病床数を上限として入所定員の介護療養型老人保健施設とすることができる。 (例1) 転換前の医療提供期間の病床数が100床であった、併設する有床診療所の病床数を10床とする場合は、介護療養型老人保健施設としては、100床まで算定できる。(図参照) (例2) 転換前の医療提供期間の病床数が300床であった、併設する有床診療所の病床数を10床とする場合は、介護療養型老人保健施設としては、290床まで算定できる。(図参照)	24.3.16 事務連絡 介護療養型医療施設 介護報酬 平成24年3月改定関係 &A(vol.1) 送付について	216	
老人保健課	1987	26 介護療養型医療施設	4 報酬	介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費について	介護療養型老人保健施設への転換者や併設増設への転換者等が併設する介護療養型老人保健施設の死亡により開設者が変わった場合であっても、引き継ぎ介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定することができるか。	介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費は、併設増設等の開設者が転換者や併設増設者等が併設する介護療養型老人保健施設に引き継ぎ介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定する必要がある。ただし、転換後に開設者の死亡等により開設者が変わった場合には、転換増設者等の算入のみが行われるため、引き継ぎ介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定できる。	24.3.16 事務連絡 介護療養型医療施設 介護報酬 平成24年3月改定関係 &A(vol.1) 送付について	217	





# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別		項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 問番号	
		平成31年5月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					
老人保健課	2011	25 介護療養型医療施設	4 報酬	短期集中リハビリテーション施設 追加報酬	介護療養型医療施設における短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たり、同一施設内での医師後援者医師一人当り、療養所内から介護療養型施設へ転床した場合の算定日はいつか。	介護療養病棟への転床日が算定日となる。	18.6.30 介護制度改革情報 vol.18 4月改定関係Q &A(VOL1)及び5月改定関係Q &A(VOL2) 介護療養型医療施設 介護療養型医療施設 (表)	2
老人保健課	2012	25 介護療養型医療施設	4 報酬	摂食嚥下療法	医療療養と介護療養における「摂食嚥下療法」は、誰が実施する場合に算定できるのか。	1 摂食嚥下療法は、 -医師又は言語聴覚士が直接行う場合 -医師又は言語聴覚士の指導の下に言語聴覚士が行う場合 -介護士が行う場合 に算定できる。 介護療養型医療施設における介護療養型医療施設を有する療養所又は介護所である短期入所 A) (平成15年5月30日付付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)において、「理学療法 士、作業療法士を含まない」とされているところであるが、其實際の療養所の設定等について 算定することができるものとする。 2 なお、摂食嚥下療法に含まれる療下訓練については、 -医師又は言語聴覚士 -医師又は言語聴覚士の指導の下に言語聴覚士、看護士、看護士、言語聴覚士、又は歯科衛生士 により行うことが可能である。		
老人保健課	2013	25 介護療養型医療施設	4 報酬	集団コミュニケーション療法	集団コミュニケーション療法について、算定要件(1)「常勤かつ専従の言語聴覚士1」の配置と あるが、この際の専従言語聴覚士は、他職種も兼務した言語聴覚士では算定できないのか。	専ら集団コミュニケーション療法を専任する時間中に勤務する言語聴覚士を配置すれば足 りる。	21.3.23 介護保険新情報 vol.69 &A(VOL1)	98
老人保健課	2014	25 介護療養型医療施設	4 報酬	他科医師の加算算定	介護療養型医療施設(他科受診時の費用を算定した日)については、どの加算が算定でき るのか。	他科受診時の費用を算定した日については、栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口 維持加算及び療養加算は算定できる。	21.4.17 介護保険新情報 vol.79 &A(VOL2)	38
老人保健課	2015	25 介護療養型医療施設	4 報酬	認知症対策中リハビリテーション実施加算	認知症対策中リハビリテーション実施中又は終了後3ヶ月に満たない期間に、脳血管疾 患等の認知症原因となる急性脳症を発生、その発症時に治療のために入院し、治 療終了後入院期間となった場合は、発症原因が急性脳症による場合、認知症原因 を「急性脳症」として加算する。この場合、急性脳症の発症原因については入院(除)日 から起算して前年3月、連前リハビリテーションにおいては利用開始日から起算して前 年3月以内に前年算定できる。	認知症対策中リハビリテーション実施中又は終了後3ヶ月に満たない期間に、脳血管疾 患等の認知症原因となる急性脳症を発生、その発症時に治療のために入院し、治 療終了後入院期間となった場合は、発症原因が急性脳症による場合、認知症原因 を「急性脳症」として加算する。この場合、急性脳症の発症原因については入院(除)日 から起算して前年3月、連前リハビリテーションにおいては利用開始日から起算して前 年3月以内に前年算定できる。	21.4.17 介護保険新情報 vol.79 &A(VOL2)	42
老人保健課、高齢者文 部課 (共通)	2016	25 介護療養型医療施設	4 報酬	「経口移行加算」の算直し関係	言語聴覚士又は看護職員による支援とは何か。	入浴等の補助を防止しつつ、経口による食事の摂取を進めるための食物摂取、摂取取 法等における特別な配慮のことを行う。	27.4.1 事務連絡 介護保険新情報 vol.154 介護療養型医療施設 に關するQ&A(平成27 年4月1日)の送付につ いて	121
老人保健課	2017	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養療養型化型の基本施設 サービス費に係る届出について	複数の療養療養型化型の基本施設を併設する場合は、療養療養型化型の基本施設サービス費を 併せて算定できるか。	療養療養型化型の基本施設に關する届出(短期入所サービス及び特設療 養型療養型化型)及び指定施設サービス等に關する届出の算定の算定に關する 届出の届出に併せて届出を行うこと(平成27年5月18日厚生労働省厚生養 老人保健福祉局企画課事務連絡(17)3)にかかるとおり、無条件で届出を行うことはできない。	27.4.1 事務連絡 介護保険新情報 vol.154 介護療養型医療施設 に關するQ&A(平成27 年4月1日)の送付につ いて	145
老人保健課	2018	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養療養型化型の基本施設 サービス費に係る届出について	療養療養型化型の基本施設サービス費に關する届出に併せて、どの 範囲か。	療養療養型化型の介護療養型医療施設においては、届出が必要となる日が算定する月の 翌月(届出が必要となる日の翌日)である場合は当該月からの算定を開始するものであ り、算定日が算定する月の前3月間とは、算定を開始する月の前3月間のこと を指す。ただし、算定を開始する月の前月までの状況を届出することが困難である場合は、算定を 開始する月の前々月までの状況に基づき前月に届出を行う期間としても差し支えない。	27.4.1 事務連絡 介護保険新情報 vol.154 介護療養型医療施設 に關するQ&A(平成27 年4月1日)の送付につ いて	146

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別 平成31年3月15日 G&A以前	サービス種別 平成31年3月15日 G&A以降	項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等 文書名 問番号
老人保健課	2019	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る届出について	療養病状強化型の基本施設サービス費は、平成27年4月から算定することができるが、平成27年11月1日から3月の実績を4月1日に届け出ることにするが、平成27年11月1日から3月の実績を4月1日に届け出ることは、都道府県への届出を毎月行う必要があるのか。	療養病状強化型の基本施設サービス費は、平成27年4月から算定することができる。その場合、1146に所収の取組11月1日から3月までの実績に基づき4月1日に届け出ることを申し、報告に基き平成27年12月1日から平成27年2月までの実績に基づき4月1日に届け出ることも差し支えない。	27.4.1 事務連絡 介護療養型医療施設 療養病状強化型 届出に関するQ&A平成27 年4月1日Jの送付について
老人保健課	2020	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る届出について	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る重要な身体機能と有する者及び身体合併症を有する者の割合等について、都道府県への届出を毎月行う必要があるのか。	届出内容に重要な変更がなければ毎月の届出は不要である。	27.4.1 事務連絡 介護療養型医療施設 療養病状強化型 届出に関するQ&A平成27 年4月1日Jの送付について
老人保健課	2021	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る要件について	医療保険適用の病状と介護保険適用の病状が重複する場合は、介護保険適用病状の入居患者のみで要件を満たす必要があるのか。	異なることありである。	27.4.1 事務連絡 介護療養型医療施設 療養病状強化型 届出に関するQ&A平成27 年4月1日Jの送付について
老人保健課	2022	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る要件について	一人の者について、認知症高齢者の日常生活自立度がIVであったり、かつ、認知症を要している場合、身体合併症を有する認知症高齢者及び認知症高齢者又はインスリン注射を受けている者とのいずれかに当てはまることか。	できる。	27.4.1 事務連絡 介護療養型医療施設 療養病状強化型 届出に関するQ&A平成27 年4月1日Jの送付について
老人保健課	2024	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る要件について	重篤な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の割合等(以下「重症者割合」といふ)及び認知症高齢者の日常生活自立度がIVである者が、かつ、認知症を要している者(以下「認知症高齢者」といふ)又は重篤な身体機能を有する者(以下「重篤な身体機能を有する者」といふ)のいずれかに当てはまることか。	重症者割合と認知症高齢者割合は、必ずしも同一の方法で算出される必要はない。また、月ごとの割合を算出しておくと、いずれの場合も算出される重症者の割合と異なる可能性があること。	27.4.1 事務連絡 介護療養型医療施設 療養病状強化型 届出に関するQ&A平成27 年4月1日Jの送付について
老人保健課	2025	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る要件について	重篤な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の割合等(以下「重症者割合」といふ)及び認知症高齢者の日常生活自立度がIVである者が、かつ、認知症を要している者(以下「認知症高齢者」といふ)又は重篤な身体機能を有する者(以下「重篤な身体機能を有する者」といふ)のいずれかに当てはまることか。	重症者割合と認知症高齢者割合は、必ずしも同一の方法で算出される必要はない。また、月ごとの割合を算出しておくと、いずれの場合も算出される重症者の割合と異なる可能性があること。	27.4.1 事務連絡 介護療養型医療施設 療養病状強化型 届出に関するQ&A平成27 年4月1日Jの送付について
老人保健課	2026	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る要件について	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る要件について	平成27年3月31日までにターミナルケアを開始した入居患者等に限り、ターミナルケアに係る前項を適用していない者についても、最初のターミナルケアが行われていた場合には、当該前項を適用した上でターミナルケアを実施したものと取り扱って差し支えない。	27.4.1 事務連絡 介護療養型医療施設 療養病状強化型 届出に関するQ&A平成27 年4月1日Jの送付について
老人保健課	2027	25 介護療養型医療施設	4 報酬	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る要件について	療養病状強化型の基本施設サービス費に係る要件について	療養病状強化型、重症者又はインスリン注射の実施の頻度は、医学的に必要に基き判断されるべきであり、必要中は実施の頻度を負っているもので、1日当たりの取組の回数や月当たりの実施日数については、要件を設けていない。	27.4.28 事務連絡 介護療養型医療施設 療養病状強化型 届出に関するQ&A平成27年4月28日Jの送付について

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連絡	サービス種別	項目	質問	回答	QA発行時期・文書番号等
老人保健課	2028	平成31年2月15日 Q&A以前 介護療養型医療施設	療養病状特化型の基本施設 サービス費に係る要件について	同一者について、「重要な身体機能を有する者」の基準及び「身体合併症を有する認知症高齢者の認定」に当てはまる場合は、いずれか一方にのみ該当するものとして、一方のみを「介護療養型」又は「看護療養型」の両方を兼ねていない場合、要件に適合する者は「1」と数えるのか、とご教示をお願いします。	前者の要件は、当該施設の重要な身体機能を有する患者及び身体合併症を有する認知症高齢者の交付入居基準を定めるものであり、重要な身体機能を有する者の基準及び「介護療養型」又は「看護療養型」の基準を定めるものとして、一方のみを「介護療養型」又は「看護療養型」の両方を兼ねていない場合は、同一の患者であっても、認知症取扱いに関するQ&A(平成27年4月28日)の送付について	274.28 事務連絡 介護療養型医療施設 平成27年4月28日「」の送付について
老人保健課	2029	介護療養型医療施設	療養病状特化型の基本施設 サービス費に係る要件について	「生活機能維持改善に関するリハビリテーション」には、どのようなものか。	療養病状特化型介護療養型施設における生活機能維持改善に関するリハビリテーションとは、施設訓練の内外を問わず、また期間にとらわず、療養生活において排泄や食事動作等の目的に向けて実施されるものである。	274.28 事務連絡 介護療養型医療施設 平成27年4月28日「」の送付について
老人保健課	2030	介護療養型医療施設	療養病状特化型の基本施設 サービス費に係る要件について	「生活機能維持改善に関するリハビリテーション」の考え方は、「作業療法士を中心とする多職種との共同」に基づき、療養生活の中で随時行うことが期待されているが、当該施設に作業療法士が配置されていない場合には、要件を満たさないこととなるのか。	生活機能維持改善に当たっては特に作業療法士の関与が重要であり、作業療法士を中心とする多職種との共同による実施が望ましいとされていることである。当該施設に作業療法士が配置されていない場合は、当該施設に作業療法士が配置されていることにより、実際の作業療法士の配置を要件としているものではない。	274.28 事務連絡 介護療養型医療施設 平成27年4月28日「」の送付について
老人保健課	2031	介護療養型医療施設	生活機能回復訓練施設と精神科作業療法	介護療養型医療施設内の生活機能回復訓練施設、療養室等の兼用について、どのように取り扱えばよいのか。	入所者に対するサービス提供に支障を及ぼさず、かつ、必要な面積を満たす場合には、いずれの場でも兼用することは差し支えない。また、療養のニーズに対応し、精神科作業療法等のサービスを提供する場合は、あらかじめ施設長は、差支えない旨を定める必要があり、その旨を記載した旨を施設長と兼用する場合は、それぞれを別冊で、1つのオプションメニューとして提出することとする。	307.4 事務連絡 介護療養型医療施設 平成27年4月14日「」の送付について
老人保健課	2032	介護療養型医療施設	【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養型医療施設】	算定の基準について	可視、この場合のシーティングとは、椅子や車椅子等での姿勢保持が困難なため、食事保持等の日常生活動作の能力の低下を来しし患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座席保持機能のある適切な姿勢保持や補助のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で、体幹がサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行ったことなどにより、患者の座位目的で椅子や車椅子等での座位をとらせる場合は該当しない。またシーティング技術を活用して車椅子や車椅子等での座位をとらせる場合は該当しない。椅子に座るに当たっては、必ずシーティングの実務については「施設長の適切なケアとシーティング」に準じて行うこととする。	34.15 事務連絡 介護療養型医療施設 平成27年4月15日「」の送付について
老人保健課	2033	介護療養型医療施設	特別看護老人ホームへの転換 （※今回の申請決定以外）	療養病状を有する医療法人が、転換に際して新たに社会福祉法人を立ち上げて特別看護老人ホームに転換する場合、当事者条項第19条に基づき転換に該当するか。	該当する。	243.20 事務連絡 介護療養型医療施設 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2) (平成24年3月30日)「」の送付について
老人保健課	2034	介護療養型医療施設	転換に係る経過措置について	療養病状を有する認知症高齢者(介護老人保健施設)の人員、施設及び設備に関する基準(平成11年厚生省令第40号、以下「基準省令」といふ)施行期(第13条から第19条まで)のどこまでが適用範囲なのか。	療養病状を有する認知症高齢者の基準及び設備の基準は介護老人保健施設の基準が適用されることとなる。療養病状を有する介護老人保健施設への転換に際しては、療養病状を有する認知症高齢者の基準(平成11年厚生省令第40号)が適用されることである。ただし、当該基準に定める基準(平成11年厚生省令第40号)が適用されるのは、介護老人保健施設(平成24年度介護報酬改定)に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)の送付について	243.20 事務連絡 介護療養型医療施設 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2) (平成24年3月30日)「」の送付について
				① 転換の際に、療養病状を有する介護老人保健施設の基準を満たす場合に加えて、		
				② 転換の際に、療養病状を有する介護老人保健施設の基準を満たす場合に加えて、施設訓練施設(看護)及び介護老人保健施設(看護)を兼ねた場合も含める。		
				また、施設訓練施設(看護)及び介護老人保健施設(看護)を兼ねた場合、平成30年9月31日までに転換を行った場合には、療養室と同様の考え方により経過措置を定めるものである。		
				※ 療養病状を有する介護老人保健施設(看護)等(関係Q&A(平成19年5月31日)参照)は除外する。		





## 介護サービス関係 Q&A集

担当課	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 問番号
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					
老人保健課	25 介護療養型医療施設 設		5 その他	療養型特養化型の基本施設 サービス費に係る要件について	ターミナルケアに係る計画の構成及び内容はどのようなものが望ましいか。	ターミナルケアに係る計画の構成及び内容については、原書及びその解説等の意向を十分に反映できるよう、各施設で工夫することが望ましい。なお、当該計画は診療録や施設内計画と一致しても差し支えない。ただし、記載がターミナルケアに係る計画であることが明確になるようにすること。	27428 事務連絡 ターミナルケアに係る計画の構成及び内容はどのようなものが望ましいか 療養型特養化型の基本施設 サービス費に係る要件について 平成27年4月28日付の送付 について